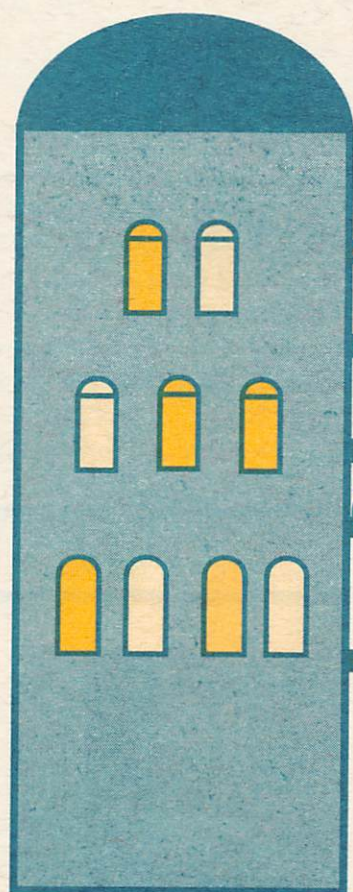


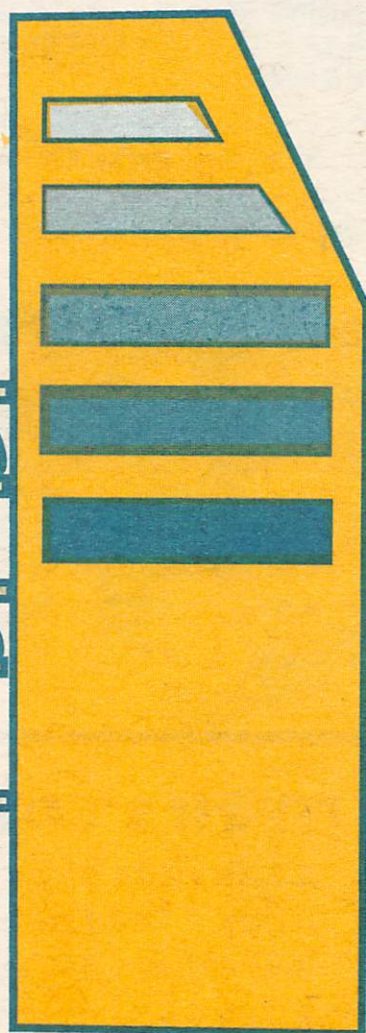
きらりとマクマク

第13号



特集

雇用保険



「雇用保険」って？

「雇用保険」と聞いてしっくりこない方も「失業保険」というとピンとくるかもしれません。その名の通り、失業した際に一定期間の給付（これを「求職者給付の基本手当」と言います）を受けることができる、というのが雇用保険制度で最も知られている機能です。今回の『きらりとてくてく』は雇用保険特集ですが、そのなかでもこの基本手当について、詳しい内容を見ていきたいと思います。



退職後、自動的にもらえるの？

「基本手当」は退職後に自動的にもらえるものではありません。基本的に以下の3つが必要になります。

① 雇用保険に加入している

基本手当をもらうためには、働いている時に会社の雇用保険に加入していなければなりません。基本的には以下の条件を両方満たせば、自動的に雇用保険加入となります。

1. 原則、1週間20時間以上働く
2. 31日以上継続して雇用される見込みがある

② 受給資格がある

受給資格を得るには以下2つの要件を両方満たす必要があります。

1. 原則、失業日直前の2年間に、雇用保険に加入していた期間が通算で1年以上あること
2. 現在失業しており、すぐにも働く意思があること（求職活動を行えること）

コラム1

加入期間の注意点 雇用保険をもらうためには、2年間に1年以上雇用保険に加入していれば要件を満たします。これは、1社でなくとも、2社でも3社でも合計で1年以上になっていればよいので、A社6ヵ月、B社3ヵ月、C社6ヵ月でもOKです。ただし1度受給申請をすると、この期間はリセットされてしまうので、雇用保険をもらうほうがいいのか、もたずには速やかに転職するのか、ということについては状況によって判断されることをおすすめします。

③ ハローワークに行く

退職後、基本手当の申請は、自動的に行われません。自分でハローワークに足を運び、手続きをしたり、決められた日に認定を受けたりする必要があります。

*申請や相談の窓口は、お住まいの地域を管轄するハローワークになります。

いくらぐらいもらえる？

基本手当でもらえる金額は、働いていた時の給料の約5割～8割です。この割合については、年齢や勤続年数によって変わりますが、賃金が低かった人ほど高い割合になる傾向があります。約1ヵ月に1回振り込まれます。

どのくらいの期間もらえるの？

基本手当の給付日数は基本的に90日から360日となっており、年齢や雇用保険の加入期間や離職の理由、そして「障害者」かどうか等によって変わります。特に障害者の場合、給付日数が長く設定されています。詳細は下記のとおりです。また、当然のことですが、再就職（週20時間以上の就労）をされた場合には、就労日の前日までがもらえる期間となります。

この場合の「障害者」は障害者手帳所持などが条件になりますが、ハローワークへの登録が障害者、ということであって、働いていた会社で障害者雇用だったかどうかは問われません。

1 自己都合で退職した「一般離職者」（健常者）

失業時の年齢	雇用保険の加入期間		
	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

2 「就職困難者」（障害者等）

失業時の年齢	雇用保険の加入期間	
	半年以上 1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45～64歳		360日

受給までの流れ

雇用保険を受給するためには、退職時に会社から「離職票」という書類が申請時に必要になります。受給したい場合は必ずもらうようにしましょう。そして、できるだけ早く管轄のハローワークで申請を行ってください。

退職

会社から離職票をもらう

ハローワークに行く

離職票を提出する
求職申込をする

受給資格の決定

ハローワークでの説明会

失業認定申告書
雇用保険受給資格者証
をもらう

求職活動（仕事探し）

基本手当を受けるためには、仕事を探すことが前提になりますので、ハローワーク等で求職活動を行います。

失業認定を受ける

約1週間後

原則として4週に1度、指定された日にハローワークへ行き、失業認定（失業状態であることの確認）を受ける必要があります。

基本手当の振込

❁ 退職理由って？

退職理由には自己都合と会社都合があります。

「自己都合」は自らの意思で退職を希望した時や、懲戒解雇（自分が何か悪いことをした結果辞めさせられた場合）のことを言います。一方、「会社都合」というのは文字通り会社の都合、つまり、リストラや倒産などの影響で解雇、退職しなければならない状況になることです。

❁ 退職理由で支給開始日が違います

退職の理由により、貰い始める日に違いが出ます。

- 自己都合：7日間の待期間+3カ月間の給付制限期間以降
- 会社都合：7日間の待期間以降

したがって、初回の基本手当の支給日は、自己都合の場合は約4ヵ月後、会社都合の場合は手続きから約1ヵ月後となります。

❁ 他にもいろいろ

雇用保険はこの基本手当が代表的な給付ですが、他にも、早く就職が決まった際にもらえる「再就職手当」や資格取得の際に学費の一部を出してもらえる「教育訓練給付」、育児休暇中にもらえる「育児休業給付」など、様々な給付があります。詳細はハローワークにご相談ください。

❁ コラム2

退職時、実際こちらは会社都合と思っても、会社からもらう離職票に「自己都合」と書かれているために、給付制限がかかることがあります。しかし離職票に「自己都合」と書かれていても、医師から転職を勧められた場合や、会社からの圧力などがあり、辞めざるを得なかったという場合など「正当な理由」が認められる場合があります。このような場合は給付制限がかからないこともあります（これを「特定理由離職者」といいます）。

離職票に書かれている退職理由が、自分の考と違う時は、ハローワークでよくご相談ください。

以上、雇用保険の基本手当について見てきました。

就職し安心して長く続けられる仕事に就くことができればよいのですが、仕事が合わなかった時や、会社が倒産になった時、また転職など、仕事を辞めないといけない可能性というのはいろいろとあるものです。



❁ 就職前から雇用保険について知っておくことで、
❁ 「備えあれば憂いなし」となるわけです。

❁ なお、基本手当についてはここまで見てきたように、年齢、勤続年数、退職理由、障害の有無など様々な条件で個別に変わるため、詳細につきましてはお住まいの地域を管轄しているハローワークにお問い合わせください。

次号予告

次号は「労災保険」をテーマにする予定です。

バックナンバーはこちらから <https://andante-station.jimdo.com/>

